

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）への 調査の要請について

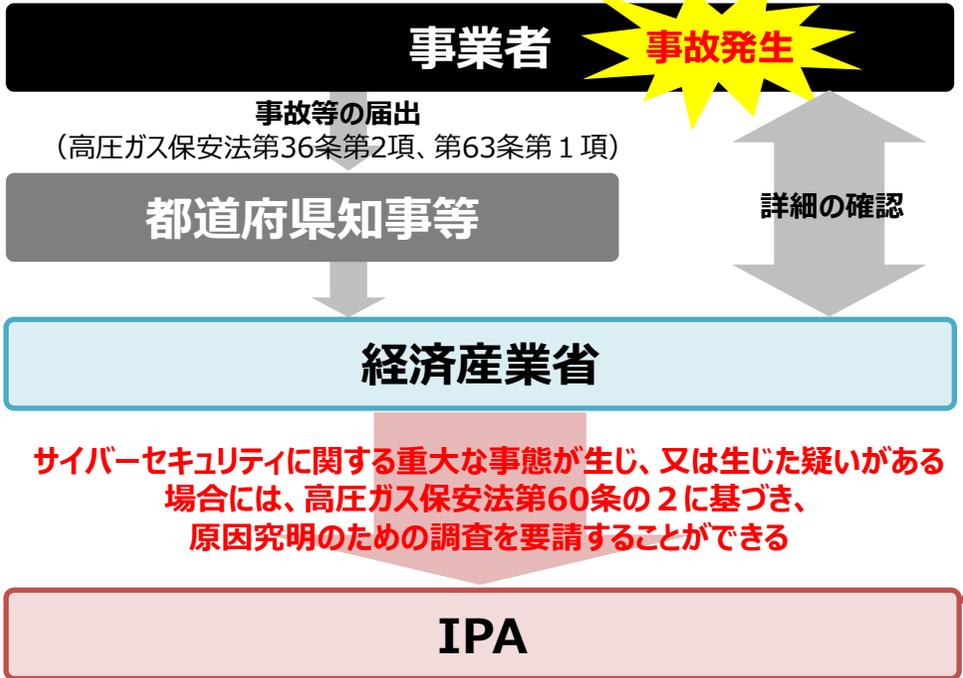
2023年3月24日

高圧ガス保安室

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）への調査の要請について

- 諸外国においては、サイバー攻撃による石油パイプラインの操業停止や、電力関連施設へのサイバー攻撃による停電といった事案が発生しており、我が国においても、産業保安関連設備に対するサイバー攻撃のリスクが懸念されている。
- 今般の高圧ガス保安法の改正により、保安の確保上特に重要な者（認定事業者及び第一種製造者を想定）について、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合には、国は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に原因究明調査を要請できる。

IPAへの調査要請のフロー（イメージ）



IPAによる調査のイメージ

- ✓ IPAは対象システムのログ等を確認することによって、サイバーセキュリティに関する重大な事態が生じた原因を究明するための調査を行う。
- ✓ IPAによる調査は、書面調査と現地調査の二段階で構成する。
※ただし、書面調査のみで十分に原因を特定できた場合には、現地調査は行わない。
- ✓ 調査日数や調査内容等は、IPAと事業者で相談の上、決定する。

改正高圧ガス保安法
第六十条の二 経済産業大臣は（中略）保安に係るサイバーセキュリティ（中略）に関する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人情報処理推進機構に対し、その原因究明のための調査を要請することができる。